

第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

1 基本理念

本市では、最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の保健福祉分野における目指すまちの将来像を『人にやさしく人がいきいき暮らすまち「ながの」』としています。また、高齢者関連の政策では、「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」を目指し、「高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図っていくとしています。

関連計画となる「ながの健やかプラン21（第二次）」では、「全ての市民が健やかで心豊かに生活できるまち“ながの”の実現 ～「健幸増進都市」の推進に向けて～（仮）」としています。長野県の第9期高齢者プランでは「長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていける信州（仮）」を目指しています。

前計画では、「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って 安心して 生活できるまち“ながの”」を基本理念として、市民の皆さんと行政との二人三脚により生きがいのある豊かな高齢社会を形成し、長野市に暮らしてよかったと心から思える社会の構築を目指してきました。

本計画では、前計画期間中の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用が落ち込んだ介護サービスや地域の交流の場等の回復状況を見極め、これまでの理念の方向性を継承し「住み慣れた」、「支え合い」、「健やか」、「生きがい」、「安心」をキーワードとして捉え、基本理念を以下のとおり継続します。

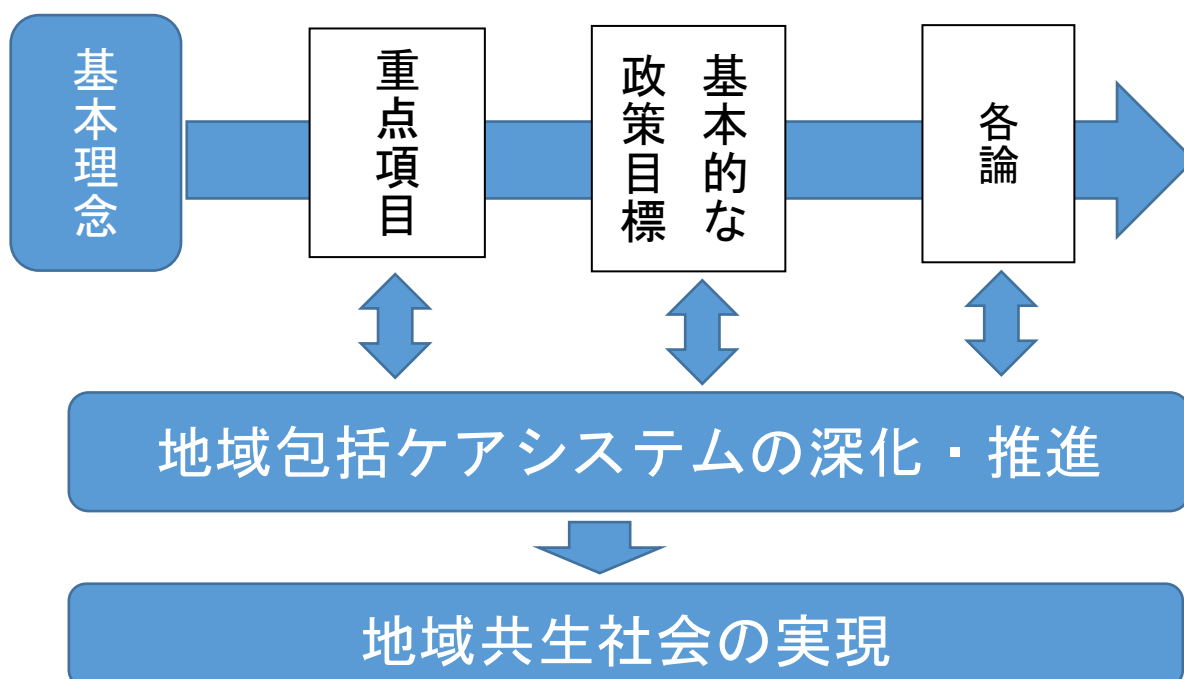
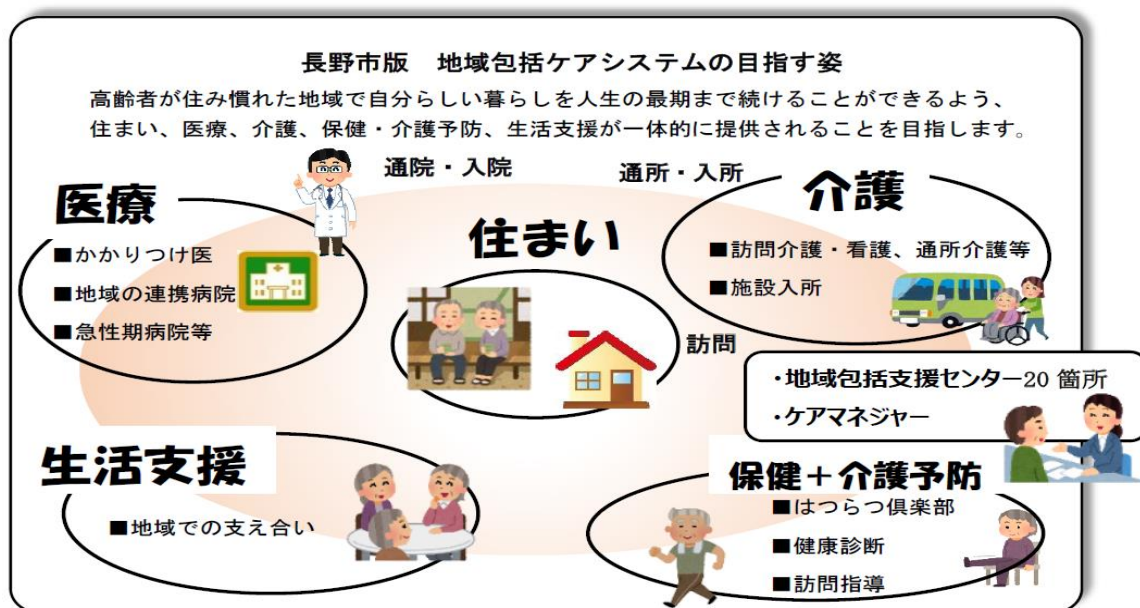
住み慣れた地域で支え合い
自分らしく 健やかで 生きがいを持って
安心して 生活できるまち“ながの”

一方、高齢者を取り巻く課題の解決に向けては、「地域包括ケアシステム」の概念を抜きに考えることはできません。

長野市が目指す「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。その推進に当たっては、多様化する地域の実情に沿ったまちづくりと連動し、行政はもとより住民や事業者をはじめとする様々な主体が、適切な役割分担の下で取り組む必要があります。

「基本理念」が計画全体を貫く縦軸とするなら、「地域包括ケアシステム」は横軸と捉えることができます。つまり本計画の全ての取組項目は「基本理念」が示す方向性に則り、「地域包括ケアシステム」の深化・推進につながっていることとなります。さらに、「地域包括ケアシステム」は、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現するための仕組みであることから、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図り、「地域共生社会」の実現を目指します。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する各種施策の充実を図るためには、保険者機能強化推進交付金等を活用することが必要です。



2 重点項目

本市における高齢者施策にかかる課題を解決し、本計画の基本理念を実現するために、国の基本指針に基づき4つの重点項目を定め、取り組んでいきます。

I 介護予防・健康づくり施策の充実による健康寿命の延伸

介護保険法では、被保険者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとされ、また、自ら介護予防のための健康の保持増進に努めるとともに、その有する能力の維持向上に努めるものとしています。

本市では、男女ともに平均寿命・健康寿命は全国トップクラスにあるものの、その年齢には差異があります。この差は、介護・介助が必要となり、日常生活に制限が生じる「不健康な期間」を意味し、これらの差を短縮することがすべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に寄与するものと考えます。

また、この「不健康な期間」が生じる主な原因をみると「高齢による衰弱」が一番多く、次いで「骨折・転倒」「脳卒中」と続いています。年齢別にみると80歳未満では、「脳卒中」が最も多くなっており、脳卒中を発症する割合が高いことが課題となっています。

これらのことから、急速に進む少子・高齢化による人口減少社会においては、働き盛り世代の頃から一人ひとりが主体的に介護予防・健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体で介護予防・健康づくりを推進していくことが重要です。さらに、要介護状態になってからではなく、その前の段階の介護予防（フレイル予防）に着目した多様な取組を充実させるとともに、市民の健康づくりを支える保健事業と一体的にかつ戦略的に進めることにより、健康寿命の更なる延伸を目指します。

II 地域共生社会の実現に向けた他分野との連携促進

近年、8050問題*やダブルケアなど、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要とされています。

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

これを受け、本市では一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備するため、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、高齢者福祉と障害福祉や児童福祉などが連携して支援する体制づくりに取り組めます。

Ⅲ 認知症施策の推進「共生」と「予防」

国は、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」の実現を推進するため、令和5年6月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を公布しました。

認知症の人と家族をサポートする認知症サポーターの養成などを強化するとともに、集いの場である認知症カフェや本人と家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み「チームオレンジ」の充実を進めるなど、誰もが自分の得意なことやできることで活躍し、互いに力を合わせ支え合いながら、ともに暮らすことができる「共生」を推進します。

また、本人や家族などができるだけ早い段階で認知機能の低下に気づき、適切な保健医療サービス等を受けることができるよう取り組み、誰もがなりうる認知症の発症時期やその進行をできるだけ遅らせるための「予防」を推進します。

この「共生」と「予防」を車の両輪にたとえ、補完しあいながら相乗的な効果を生み出せるよう、地域の企業との連携も図りながら、認知症に備え、ともに生きる地域づくりを進めます。

Ⅳ 中長期的な視点による計画的で持続可能な基盤整備

介護保険制度の開始から23年が経過し、利用者数の増加に伴って給付費も増加を続けており、持続可能な制度として適正な運営を図っていく必要があります。こうした中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、介護ニーズが高くなるとされる85歳以上人口が、急速に増加することが見込まれます。

一方で、介護サービスの提供を担う人材の確保が課題となっています。

今後、要介護認定者数の増加も見込まれることから、施設・居住系サービスの適正化を図りながら、介護・福祉現場での人材確保及び介護現場の生産性向上に努めるなど、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、持続可能なサービス基盤、人材基盤の整備に取り組めます。

3 基本的な政策目標

本計画の基本理念を実現するために、高齢者福祉及び介護保険事業の各分野において様々な施策を実施する必要があります。各分野の施策を総合的に実施していくため、3つの基本的な政策目標を定めます。

1 生きがいづくりと健康づくりの推進

～積極的に社会活動に参加し、自分らしく生きがいをもって
健やかに暮らしていくことができるように～

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように～

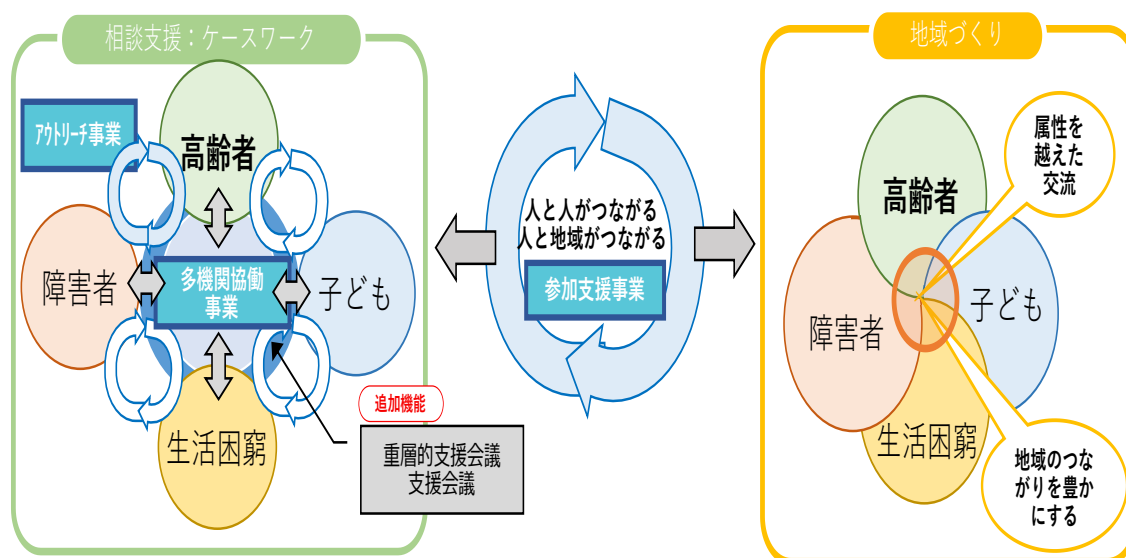
3 安心して介護サービス等が受けられる 持続可能な環境づくりの推進

～必要な介護サービス等を適切に受けられることができるように～

4 重層的支援体制整備事業の実施に向けて

本市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から実施します。

「重層的支援体制整備事業」の実施にあたり、複雑化・複合化した事例等の調整役を担い、複数の支援機関の役割分担や支援の方向性を決める「多機関協働事業」、地域の社会資源を活用して多様な社会参加の実現を目指す「参加支援事業」、支援が必要な世帯に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施し、高齢者福祉と障害福祉や児童福祉などが連携した支援を行います。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

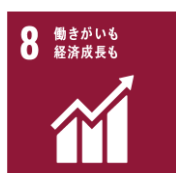
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）一部加工

5 SDGsの達成に向けて

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組を推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各施策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第五次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「すべての人に健康と福祉を」、「生きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」、「パートナーシップで目標を達成しよう」に寄与します。



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した国際目標です。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化など相乗効果があります。



7 指標の設定

計画の進捗を管理する上では、あらかじめ定めた指標に基づいて行うことが有効です。指標には、もっぱら定性的な成果に着目する「アウトカム指標」と、定量的結果に着目する「アウトプット指標」があり、両者の相関により計画の進捗を計ることが考えられます。

一般的に「アウトカム指標」の推移を見極めるためには、ある程度以上の時間を要することから、長期にわたり継続的に指標として観察する必要があります。

そこで本計画においては、計画の進捗を総体的に判断できる指標を 11 項目定め、併せて指標ごとに関連する項目を掲げ、今後、中長期的に進捗管理に活用することとします。

また、第 2 部各論においては、それぞれの取組項目の中に可能な限りアウトプット指標としての事業実績等を掲げ、本指標とともに進捗管理に活用していくこととします。